

会議名 平成26年度茨城県入札監視委員会第2回定例会議

日時 平成26年12月15日（月）

10：02～14：38

場所 茨城県庁11階

経営事項審査会場

開会 午前10時02分

(1) ××電気設備工事

○委員

それでは第1番の議題から入りたいと思いますが、説明の方たちにご入場いただいて。では早速ですが、××電気設備工事の件で、ご説明のほうをお願い致したいと思います。

○説明者

おはようございます。よろしくお願ひいたします。××でございます。

それでは、提出させております資料に従いましてご説明申し上げます。

番号の1番でございます。

1ページ目、審議事案説明書をごらん願ひます。

発注機関名は××でございます。入札方法は総合評価方式によります一般競争であります。工事名は××電気設備工事でございます。

工事種別は電気工事。工事場所は××でございます。工事場所につきましては19ページをご覧ください。××の地図に工事施工箇所を記した位置図でございます。赤の二重丸の所が工事場所となります××でございます。

本工事は××の更新事業の一つとして実施しているものでございます。××は××から原水を取水いたしまして、水処理後に××の各配水場へ水道用水を供給しております。日量3万tの施設能力を有する××でございます。

この××でございますが、昭和57年7月の供用開始以来30年以上経過しておりますことから、電気・機械設備の老朽化が著しく、機能低下が認められますことから、平成23年度から更新事業に着手しております。

次に、恐れ入りますが1ページにお戻り願ひます。上段から5段目の工事の概要でございます。

先ほどもご説明いたしましたが、本工事は××の更新事業の一つといたしまして、××の電気設備の更新工事を実施するものでございます。

工事の内容といたしましては、受変電設備、計装設備、運転操作盤設備、監視制御設備となっております。なお、本工事は平成27年3月15日が完了予定となっております、現在も工事中でございます。

次に20ページをごらん願ひます。

××の平面図でございます。図面の左、赤色で着色しておりますのが電気室でございます。今回の施工場所となっております。

21ページをごらん願ひます。電気室内部の平面図でございます。赤色で着色しておりま

すのが、更新いたします電気設備になっております。

次に工事の概要書、積算の内訳でございますが、3ページから7ページに添付しておりますので、ごらんおき願います。

次に1ページにお戻り願います。

資料中ほどの入札参加資格でございます。これにつきましては、8ページから12ページに入札公告の写しを添付してございます。

入札参加資格の概要でございますが、入札参加資格者名簿に登載された電気工事の格付けがA等級であること。それから総合点数が1,000点以上で、かつ年間平均完工高が50億円以上の者としております。

また、過去10年以内に国、地方公共団体、または独立行政法人等が発注した同種工事または類似工事を元請けとして施行した実績があることとしております。

同種工事につきましては、8ページの入札公告をごらん願います。

3の入札参加資格(4)の①に記載しておりますが、上水道及び工業用水道施設における浄水場、ポンプ場、取水場、配水場に係る受変電設備工事または受配電設備工事を同種工事としております。なお、修繕工事等につきましては、除いております。

また、類似工事につきましては同じページの②に記載しておりますが、下水道施設における処理場及びポンプ場に係る受変電設備工事、または受配電設備工事を類似工事としております。同じく修繕工事につきましては除いてございます。

続いて配置予定技術者の基準でございますが、9ページをごらんください。

なお、本工事は工程上機器の工場製作期間と現場での設置期間とに分かれますことから、それぞれ別の技術者を専任で配置することを認めております。

配置予定技術者の基準といたしましては、一級電気工事施工管理技士の資格を有する者などとしております。また、同種・類似工事について主任技術者、管理技術者、または現場代理人として施工した経験を有する者であることとしております。

次に、恐れいりますが1ページにお戻りください。

資料中ほどの入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

この工事は既存施設の更新事業でありますことから、既存の設備に配慮した適切な施工工事管理と施工の確実性が重要となります。このため、企業や配置予定技術者の施工実績に基づく技術力の評価を行いまして、価格以外の要素を含めた落札者を決定する総合評価方式の一般競争入札として執行いたしました。

なお、総合評価方式による評価項目及び評価基準につきましては、13ページから14ページに添付してございます。

1ページに戻りますが、これらの入札参加資格要件による応募可能業者は、調査の結果、34者でございました。平成26年2月20日に入札公告を行いまして、3者から入札参加申請があり、同年3月18日に開札をした結果、その3者が応札をいたしまして、落札者は××でございました。

予定価格は税抜き2億1,200万円、これに対しまして入札金額は税抜き1億5,250万円、落札率が71.9%でございます。契約金額は税込み1億6,470万円でございます。

2ページに入札の結果であります入札書取書を添付してございます。

この入札は、低入札調査基準価格を下回る金額でありましたので、××低入札価格調査

制度実施運営要領に基づきまして調査を実施いたしました。この調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められ、契約に至ったものでございます。

調査結果の公表につきましては17ページに添付してございますが、この工事における低入札調査基準価格は税抜きで1億9,080万円でございます。

次に、契約などの公表でございます。15ページをご覧ください。

××公共工事の入札契約過程及び契約内容の公表に関する実施要領に基づきまして、契約後に公表した契約内容でございます。

次に、16ページが総合評価方式に関する評価調書でございます。価格以外の評価点であります技術評価点を入札金額で除した数値が評価値となり、最も高い評価値となったものが落札者となるものでございます。

次に、18ページが変更契約内容の公表でございます。

最後になりますが、22ページに工事の完成後のイメージ写真を添付してございます。

私からのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして委員の皆様から何かご質問ありましたらお願いいたします。

○委員

見落としかもしれないんですけど、入札の金額と契約金額にちょっと差があるのは、これどうしてでしたっけ。

○説明者

入札金額は消費税抜きで。

○委員

そうですか。すみません。

○委員

もう1点は、先ほどこの落札率で71.9%、相当低い金額で落札してるんですけども、それで最低価格というか入札価格がある程度の基準を下回ると、委員会が開かれるんですか。ちょっとその仕組みを教えてください。

今までこの審議をやっていて、ここまで低いのは確かなかったので。申しわけないですけど。

○説明者

低入札基準価格を下回った場合、私どもの××低入札価格調査制度運営要領というのがございまして、それに基づきまして落札者となるべき者、本工事につきましては総合評価方式をとっておりますので、最高評価者というんですが、その者から調査資料の提出を求めまして、その内容についてヒアリングというか事情聴取を行いまして、履行が認められるかどうかという事情聴取を行いまして、最終的に入札委員会、企業局の入札委員会の中で審議をしまして決定をしております。

○委員

これはどれぐらいの割合になると、低入札価格というような認定を受けるんですか。

○説明者

基準調査価格というのは1ページのほうにあると思うんですが、この価格を下回った場合に調査ということになります。

○委員

11ページの公告の(7)落札者の決定方法ということで、この中に、その方法の中に基準がありますね。アイウエのエですね。これがその説明ですね。これ基準というのは、結局この形で当てはまるもの。それに対して今の調査、委員会が開かれて決めていく。

○説明者

まず、この調査基準価格がございます。その価格を下回った場合に調査ということになりまして、その中で、設計の中で中身を確認しまして、この価格に該当しているものだけを調査という形になります。この下回った要件を満たさない場合については、その場で失格ということですよ。

○委員

これに該当した件が、今のような調査委員会でやるということですね。

○委員

その契約が18ページのところで契約内容が変更されているかと思うんですが、変更の理由が平成26年2月の公共工事設計労務単価適用による変更ということなんですが、入札が平成26年、入札公告が平成26年2月20日にされているので、この最初の入札の段階でなんで間に合わなかったのか。

○説明者

設計自体がこれ以前に設計してますので、その設計で契約を行ってますので。その後に労務単価が結構変わってきたものですから、2月の時点で。その労務単価で再積算をし直した形でその部分だけを変更した形になります。設計自体が公告の1カ月、2カ月前じゃないと設計できないものですから、その労務単価とこちらの労務単価が大幅に変わっていたんでその部分を変更という形になったもんですから、ちょっと時期的に遅れているという形です。

○委員

ちょっとお話戻して申しわけないんですが、先ほど聞き取りで、ヒアリングで調査委員会の形でお調べになったということですけど、聞き取り内容っていうことで、問題はこの金額で適正な、ちゃんとした工事ができるかどうかという、その一点かとは思いますが、どういったことを具体的に聞き取りで確認されるものなんですか。

○説明者

提出資料の中に積算の根拠、それから工事の下請け等も出しますのでそういったものの見積書の積算内容を求めまして、その辺の例えば下請けの異常に低くないかとか、そういう極端に下げてないかというものを聞き取り、また資料を確認いたしまして、そういう履行が可能かどうかというのを確認いたしまして、内容をチェックしてございます。

○委員

労務単価とかそういうのというのは大体、基本どの会社でもそんなに差があつていいはずもないような気もするんですね。下請けさんに対しての労務単価って。だから、そういったもので、ここの会社さんがちょっと低く見てるとしたら、それって本当にそれが本来適正なものかどうかというのは、そのときの一般的な基準によってとしか調べようがない

いということですか。

○説明者

労務単価につきましては、基本的に公表されている単価と比較しまして、それ以上だということの確認してございます。

○委員

はい。わかりました。

○委員

なければ、先ほど来、委員から出ましたご質問で、特に今回の調査基準になったということで、そこら辺に関心を持たれているということも踏まえていただきまして、今後とも適切な入札をやっていただきたいと思います。どうも本日はご苦労さまでした。

## (2) ××庁舎耐震改修工事

○委員

それでは審議事項の2番の××庁舎耐震改修工事につきまして、ご説明のほうをよろしくお願いいたします。

○説明者

××でございます。よろしくお願いいたします。

では、2番の件につきましてご説明申し上げます。××において発注いたしました××庁舎耐震改修工事の入札及び契約状況につきましてご説明いたします。お手元の資料1ページ、審議事案説明書をごらんいただきたいと思います。

初めに入札の方式ですけれども、一般競争入札で実施しております。××では予定価格1,000万円以上の工事につきましては、一般競争入札としております。

工事名は××庁舎耐震改修工事であります。

工事種別は建築一式工事であります。

工事場所は、××であります。

次に工事の概要についてご説明いたします。××では、耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた××につきまして、計画的に耐震改修工事を実施しているところでございます。××庁舎は鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積2,211.95㎡、昭和56年以前に建設されたものであることから、耐震診断を実施いたしました。

耐震診断の結果、倒壊等の危険性があるとされたことから、耐震改修工事を実施したものでございます。

主な工事内容は、プレキャストコンクリートを使用したアウトフレーム工法による補強工事でございます。プレキャストコンクリートとは、現場ですぐ組み立てができるようにあらかじめ工場で製作したコンクリート部材のことでございまして、この補強部材により室内が狭くならないように補強用の柱や梁を建物の外に取り付けるアウトフレーム工法によって施工したものでございます。

この工法の外観につきましては資料13ページ、写真がございましてけれども、一番下にある紺色になっているようなところがその部分で、施工部分となっております。

そのほかの主な工事内容は3点ございまして、一つ目は鉄筋コンクリート造耐震壁によ

る補強工事、二つ目は既存コンクリート壁に耐震スリットを設ける工事、三つ目は地震発生時に倒壊や落下の危険性があるものの改修工事でございます。

工事期間につきましては、平成25年10月15日から平成26年3月28日までの165日間といたしました。

なお、本工事では設計変更を1回実施しております。資料の11ページ、変更契約内容の公表をご覧ください。

変更の理由につきましては、一つ目はそこに記載してあるとおり本工事を施工していた段階で、執務に支障の出る部屋が判明したことにより、仮設間仕切りの追加。二つ目は当初使用を予定していた壁用の部材、資料にはACLパネルと記載しておりますが、これはALCパネルの誤りでございます。ここに訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

このALCパネルが需要増のために生産が間に合わなくなったことによる壁の構成変更をしております。

三つ目は、撤去した照明が老朽化により再使用できなくなったための対応などのために設計変更をしたものでございます。

続きまして、資料の1ページに戻っていただきまして説明を続けさせていただきます。

本工事の入札参加資格につきましては、主な条件についてご説明申し上げます。

まず、建築一式工事について、平成25、26年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に記載された格付けがS又はA等級で、予定価格以上の年間平均工事完成高があることとしております。

二つ目は、建設業法の規定にのっとり、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できることとし、その技術者についても法に規定する必要な資格を有する者であることとしております。

三つ目は、××を管轄する××事務所とその隣接土木事務所等の管内に本店があることとしております。

続きまして、入札参加資格設定の経緯及び理由につきましてご説明いたします。

本工事は、予定金額が1,000万円以上の工事であることから、一般競争入札実施要領に基づき、一般競争入札とし、茨城県建設工事入札参加資格（格付け）基準にのっとり、格付け等級を定めました。これまでの実績につきましては、予定価格以上の完成工事高があれば確実に施工できるものと判断したものです。

また、技術者の資格等につきましては、建設業法に基づく最低限の条件を設定し、応札可能業者の拡大を図ったものです。

地域要件につきましては、応札可能者を確保しつつ、できるだけ工事場所の近くに所在する業者となるよう設定いたしまして、結果、応札可能業者は86者でありました。

続きまして、入札の状況についてご説明申し上げます。資料の5ページから9ページにございます入札公告（電子入札）とありますけれども、このとおり電子入札により一般競争入札を行うこととし、茨城県入札情報サービスに掲載し、公告いたしました。

公告の結果、資料1ページに戻っていただきまして、その中段下に記載しましたとおり、入札参加するために必要な競争参加資格確認申請書等の提出は、3者からございました。3者全て電子入札を利用したの申請でございました。

入札結果につきましては、資料2ページ、入札・見積結果情報閲覧（入札書取書）とご

ございますが、ご覧ください。開札の結果、1者が辞退し、2者から入札があり、最も安い価格で入札した××が落札いたしました。

落札額は税抜き1億2,800万円でございます。契約金額は資料1に戻りまして、資料1の中段から下に記載しましたとおり、落札金額に消費税額を加えまして、1億3,440万円でございます。落札率は、予定価格1億2,812万円に対し、入札額1億2,800万円でございますので、99.9%ございました。

契約の内容につきましては、資料10ページ、契約内容の公表のとおりでございます。

最後に工事の施工状況についてご説明いたします。

設計変更はございましたが、工事は工期内に終了し、3月28日に完成検査を実施し、検査合格となっております。

以上、××庁舎耐震改修工事についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願います。

○委員

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問ありましたら、どちらかちょっと。

○委員

一つだけ、すみません。予定価格が1億2,812万ということで、これ応札された××で同じ金額がまずありますよね。落札99.9%。これはよくあることなんでしょうか。

○説明者

予定価格を事前に公表しておりますので、やはり落札するにはなるべく高くとるということで、やはりかなり高くなっております。

○委員

入札された方が3者で、応札可能業者が86者あるにもかかわらず3者しか出てこないって、なんかやっぱりこのような数というのは、どうしてもこのところいろんな事情がそれぞれの企業の方におありだとは思いますが、やっぱりしょうがないんですかね、これ。もうちょっと。

○説明者

我々としては、もっともっと参加していただきたく、条件も設定しているんですが、やはり今の人材不足が一番大きいのかなと思うんですけれども、なかなか手を挙げる業者の方が少ないというのが全般的な、今の状況もそうですけれども、当時からそういった状況は続いております。

○委員

ほかにございますでしょうか。

ちなみにこの650万ぐらいですか、これ。変更で。間仕切りとか、こういったのは設計段階では予測はつかなかった問題なんでしょうか。当初の設計段階では。

○説明者

仮設間仕切り1カ所に対応しようと思ったんですけれども、××、一室だけを仕切るんではちょっとやっぱり足りなくなりまして、××、そのところでやはりちょっと一室では足りないということで、増やしたものでございます。

○委員

やってみたらちょっと甘かったという感じですか。××

ほかに。

○委員

1 ページの事案説明書で入札参加資格、これは公告にも同じように書いてあるんですけど、この予定価格の金額が一つの基準になって、その金額以上の方が、業者が参加できる。年間のこれは完工高ですよね。あまりにも細か過ぎる書き方になってますけど、これはいつも大体そういう形でやっておられるんですか。

○説明者

完工高の設定は予定価格を基準にしてやっております。

○委員

そういう書き方でずっとやっておられるんですね。

○説明者

はい。

○委員

ちょっと違和感があったものですから。そうやってやられているなら問題ないですけども。

○説明者

若干、小規模な××の建築とかそういったものもやはり、例えば3,000万円で予定価格を立てれば3,000万円以上の実績があることを入札参加要件としております。

○委員

普通、感覚的には年間の完工高だから少し大ざっぱに何万円とかせいぜい万かなという、そういうような違和感がちょっとあったので。それでやっておられるなら別に問題ないと思います。

○委員

ほかにご質問はございませんか。

特にご意見がなければ、ここまで出ました委員の皆様からのご質問とか意見を踏まえて、また今後とも適正な入札と発注を心掛けていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○説明者

ありがとうございました。

### (3) ×× 3 階内部修繕工事

○水口委員長

××。審議案件の3番目の××3階内部修繕工事の発注につきまして、ご説明のほうお願いしたいと思います。

○説明者

××でございます。どうぞよろしくお願いたします。

××において発注いたしました××3階内部修繕工事の入札及び契約状況につきましてご説明いたします。お手元の審議事案説明書をごらんください。



初めに入札方式ですが、指名競争入札であります。

工事名は××3階内部修繕工事であります。

工事種別につきましては、建築一式工事となります。

工事場所は、××であります。

次に、工事の概要についてご説明いたします。工期は当初平成25年11月13日から平成25年12月27日の45日間で発注いたしました。工事の内容は、庁舎3階の大会議室及び洗面シャワー室の改修であります。

大会議室については、パーティションにより一部を区切り、執務室として使用していましたが、各種打ち合わせ等の際、支障があることから完全に仕切られたスペースとする必要があり、新たに壁を設置しまして執務室を新設いたしました。

洗面シャワー室については老朽化が激しいため、職場環境の整備及び収納スペースを確保する必要性から、新たに壁を設置し、倉庫及び新たなシャワールームを備えた脱衣洗濯室に改修いたしました。

以上が工事の概要であります。

続きまして、本工事の指名業者選定の経緯及び理由につきましてご説明いたします。

業者の指名につきましては、7者を指名しております。本工事につきましては、予定価格が消費税込み433万6,500円でありましたので、指名競争入札の方法により発注いたしました。指名業者の選定にあたりましては、建設工事入札参加資格を有する業者の中から、××管内の施工可能な7者を選定いたしました。

これらの選定業者は信用度が高く、手持ち工事の状況から受注が可能であり、現場近くに会社があるなど地理的条件もよく、技術者も確保できることから、入札委員会による審議を経て指名いたしました。

続きまして、入札の経緯及び結果についてご説明いたします。

指名業者7者全てが入札に応じまして、平成25年11月12日に開札いたしました。入札結果につきましては、2ページの入札書取書をご覧ください。

入札参加業者は7者であり、最も安い価格の札を入れました××が落札いたしました。金額は税抜き408万円でした。

1ページの審議議案説明書にお戻りいただきたいと思っております。

落札率につきましては、予定価格が税抜き413万円に対しまして入札額408万円でありましたので、98.8%となります。

この入札結果によりまして、××と契約いたしました。

契約の内容につきましては、6ページ契約内容の公表のとおりであります。

最後に、工事の施工状況についてご説明いたします。

施工場所は、××の3階部分であります。8ページ以降に写真が添付されております。8ページと10ページが施工前の写真であります。おのの会議室と洗面シャワー室になっております。9ページ、11ページが施工後の写真であります。

工事は民間駆け込み需要によるシステムバスの受注増加に伴いまして、受注生産であるシャワールームの工場生産が間に合わないなどの理由がありまして、工期を約2カ月延長しまして、平成26年2月28日までとしております。

最終的に2月28日に工事完成通知を受けまして検査を実施し、仕様のとおりに完成してお

りましたので引き渡しを受けております。

以上で××3階内部修繕工事の説明を終わりにいたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。では、ただいまのご説明につきまして、何かご質問がありましたら。

○委員

この件で、入札参加資格に資する業者というのは、全体で何者あったんでしょうか。

○説明者

24者ほどありました。

○委員

それで、通常であれば5者以上選ぶということで分かりました。

○委員

××、それでよろしいですか。

○委員

はい。いいです。

○委員

ほかに何か。

この地理的条件で××の近くにしたいというのは何か理由があるんですか。

○説明者

できるだけ工事につきましては××管内の業者を選定ということで、地元企業を育成する必要があると判断し、管内であれば、それだけ経費もかからないという認識を持ちまして選定をしております。

○委員

従来から大体××のことをやる時には大体管内の業者さんを。

○説明者

小工事については大体管内の業者を選定しております。

○委員

それが先ほど××委員のほうからご説明あった24者ぐらいあるということなんですか。

○説明者

はい。

○委員

ほかに。

特に皆様からなければ、この審議案件につきましてはこれまでということにいたしまして、ただいまのご意見等を踏まえながら、今後とも適正な発注を心がけてほしいなと思います。どうもありがとうございました。

○説明者

ありがとうございました。

#### (4) 流末排水整備工事

○委員

それでは、審議案件の4番、流末排水整備工事の発注と入札につきましてご説明を。

○説明者

それでは、座ったまま説明させていただきます。

××と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、対象工事につきまして1ページ目の審議事案説明書により説明させていただきます。

初めに入札方式ですが、予定価格が1,000万円以上でしたので、一般競争入札で実施いたしました。

次に工事名ですが、××流末排水整備工事でございます。

工事種別は、土木一式工事でございます。

工事場所は、××でございます。

工事の概要ですが、この県道の道路改良事業に伴う流末排水整備工事延長319mでございます。

ここで14ページの位置図をごらん願ひます。赤で示しているところが当該工事でございます。上が北になりますが、真ん中を南北に通る××の流末排水の整備工事になります。

この県道は、××を結ぶ地域住民の生活を支える重要な道路で、震災時には緊急輸送道路であります東側を通る××の代替ルートの機能を果たす路線となっておりまして、幅員が狭いということで円滑な交通の確保と代替路としての機能強化のため、この区間について延長約1.8キロ区間でございますが、平成19年度に道路改良事業に着手し、23年度には補助事業の採択を受け、改修を進めております。計画幅員は両側歩道の12mでございます。

次に15ページの平面図をごらんいただきます。

対象となっております工事の内容でございます。ちょっと見にくいんですが、横長に見ていただきまして、ちょっと上下が逆になりまして下が北側になってしまうんですが、左側に通っているのが当該県道になります。前のページの位置図と逆になりますが、この県道の道路改良事業に伴い発生する路面排水を、市が管理する普通河川に排水するための流末排水整備工事で、××を経由し、赤で示した場所にU字溝319mを整備するものでございます。

16ページ、17ページには、工事の着工前及び完成写真をつけてございまして、××と協議し、市道にU字溝を敷設する工事ですが、既設の市道のU字溝が県道の排水を想定していないため、道路の雨水を吐ききれないということで、大きなサイズのU字溝に敷せ替える工事でございます。

17ページの完成写真には、白線や一部側溝の脇の舗装部分がきれいになっておりますが、これらも今回の工事施工した内容でございます。

1ページにお戻り願ひます。

次に入札参加資格でございます。

本工事は、予定価格が1,000万円以上でございますことから、一般競争入札制度に基づき、参加資格を設定したものでございます。

参加資格要件の1点目としまして、入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格

付けがB等級であること。

2点目として、県内で国または地方公共団体、公団等発注の道路における排水整備工事または管渠工事について元請として施工したもののうち、15年4月1日から25年3月31日の期間に竣工した実績があること。

3点目として、次に挙げる基準を満たす主任技術者または監理技術者を対象工事に配置できること。1級または2級土木施工管理技士（土木）の資格を有する等、土木一式工事について建設業法第26条に規定する主任または監理技術者になり得る者であること。監理技術者にあつては、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

最後に4点目としまして、××管内に建設業法に基づく主たる営業所があることとしております。

次に参加資格設定の経緯及び理由でございます。

設計額が1,000万円以上3,000万円未満であることから、参加資格要件として土木一式工事格付けB等級の業者としたものでございます。また、適正な施工を確保する観点から、排水整備工事また管渠工事の施工実績を資格要件に設定しております。

この入札参加資格要件によりまして、応札可能業者数は30者でございました。

次に入札参加資格確認申請者数ですが、8者から申請がございました。

資格確認結果は8者とも参加資格ありと認められました。

契約金額でございますが、税込みで1,239万円でございます。

次に入札の経緯及び結果でございます。入札参加者が6者、辞退が2者おりましたが、札入れの段階での辞退でございました。

落札者は××でございます。2ページには入札・見積結果をつけてございますが、1ページに戻っていただきまして、予定価格は税抜きで1,290万円。最低制限価格は同じく1,127万円。入札金額は同じく1,180万円で落札率は91.5%でございました。

2ページには入札結果、3ページからは工事起工概要書、6ページからは入札公告内容を載せてございまして、11ページは最初の契約の内容を示してございます。

次に12ページをお開き願います。

金額の変更契約の内容でございますが、本工事と隣接工事箇所との境界部に既設舗装面に不陸、でこぼこがありまして、水がたまるような状況でございましたので、本工区の舗装土を、後に発注した別工事である隣接工事で行うこととしまして、当該工事に当初載せておりました舗装土26㎡を削除して、5万4,000円の減額の変更契約をしてございます。

次に13ページをお開き願います。

当工事は、平成26年7月28日で完成し、検査の結果工事成績評定は74.8点でございました。

以上、簡単ではございますが、審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご質問ありましたら、どうぞ。

○委員

2ページ目で、落札結果のところ××のところが入札書不着ってなっていて、これは入札書の辞退ということですか。

○説明者

ええ。そういうことです。

○委員

わかりました。

○委員

ほかに。

2者辞退してるんですが、管内で今年度発注されたところ、結構辞退って多いんですか。

○説明者

あってこの程度ですか。

○委員

大体毎回。

○説明者

毎回ではないですが、辞退は、件数としては少ないです。

○委員

ちなみに先ほどの契約変更のときの話なんですが、隣接のほうの工事のほうに含まれた。これも入札でやられた。

○説明者

そうです。

○委員

これも同じところが落札したんですか。

○説明者

違う建設会社です。

○委員

すみません、すごく素朴な質問なんですけど、このU字溝、排水のところを変えたということですよ。ものすごい工事関係の素人なんでわからないんですけど、そんなに変わるもんなんですか。

○説明者

例えば16ページに、着工前写真に載せてある既存の側溝ですと、幅が30cm、深さが30cmなんです。完成後の側溝は幅が40cm、深さが50cmから80cmありますんで容量的には2倍近い量の。

○委員

今まで雨が降るとあふれちゃったりしていた。

○説明者

基本的に道路の排水というのは3年に1回ぐらいの確率の雨を想定しておりまして、細かいことを言うと時間雨量90mmを想定してるもんですから、今のゲリラ豪雨みたいな、多い雨量ではちょっとあふれるぐらいになりますね。

○委員

では、今後あまり支障がないように早めに手を打たれたって感じなんですか。

○説明者

そうです。

○委員

ほかにご質問は。

○委員

参考までにこの工事の終端のところから既設の河川の中に持っていくような感じで説明してましたよね。それがここに取りついてるんですか、これ。ここに。この図面で見ても。

○説明者

この先にまた400mぐらい下流側がありまして、その先が××になります。

○委員

河川は別ですよ。そこまでの取りつけというのは、もう充実しているものなんですか。

○説明者

ええ。下流側の400m部分についてはこの工事に同じような内容で整備を進めています。その工事の完成を待って、この工事を発注したという。

○委員

基本、道路側は結局幅員が大きく拡張されることによって道路面積がふえて、要するに排水量がふえたという考え方ですよ。

○説明者

そういうことです。

○委員

わかりました。

○委員

ほかにも。ご質問、ご意見がなければ、この審議案件これまでということにいたします。本日出ました質問とか意見を踏まえながら、また今後も適正な発注とかを行って下さい。

○説明者

わかりました。ありがとうございました。

休憩 午前 11時20分

再開 午後 0時35分

#### (5) I期工水空気弁副弁交換工事

○委員

それでは5番目で、××からのご説明ということで、I期工水空気弁副弁交換工事と、この発注と入札の関係でご説明を。

○説明者

××でございます。どうぞよろしくお願いたします。着席のまま失礼いたします。

それでは、お手元の資料ナンバー5について説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、1ページの審議事案説明書をごらんください。

発注機関名は××でございます。

入札方式は一般競争入札でございます。

工事名は、×× I期工水空気弁副弁交換工事でございます。

工事種別は土木一式工事、工事場所が××でございます。

工事場所について詳しくご説明をさせていただきます。当事務所では、××を実施しております、延長308kmを超える管路により水道用水につきましても、××4市、工業用水につきましても××の43社47事業所の工場などへ供給しているところでございます。

本工事は、昭和44年2月から給水を開始いたしました××の第Ⅰ期事業の配水管路に設置されました空気弁と呼ばれる管の中にたまった空気を排気、または吸気をする施設の交換工事でございます。

資料の15ページから17ページにイメージ図と写真が掲載されておりますので、併せてご覧ください。

15ページの標準断面図でございますが、この空気弁は、配水管路の維持管理には欠かせないものでございまして、止水を、水を止める副弁というものがございます。それから上のほうに赤く着色した部分、上のほうにワイングラスのような形があるかと思うんですけども、これが急速空気弁と申しまして、この下の部分の副弁、それから空気弁、総称して空気弁と表現しておりますが、通常はこの空気弁以外の部分については地中に埋設されております。

経年劣化等によりまして、機能低下や作動不能になっているものもございまして、定期点検等によりまして確認されたものを計画的に交換しております。また、工事に当たりましては工業用水の供給を停止することが困難なため、特殊な不断水工法と呼ばれる工法を用いての交換工事となっております。

1ページの審議事案説明書にお戻りください。

工事概要でございますが、今ご説明いたしました口径20mmから150mmの急速空気弁を合わせて17基交換する工事でございます。

これまでが工事の概要でございます。

続きまして、入札参加資格についてでございますが、入札参加資格者名簿に登載されました土木一式工事の格付けがA等級またはS等級の者であること。次に掲げる要件を満たす主任技術者または監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

一つ目として、一級土木施工管理技士または二級土木施工管理技士の資格を有するなど、土木一式工事について主任または監理技術者になり得る者であること。

二つ目として、監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

三つ目として、競争参加資格確認申請のあった日において、直接かつ恒常的な雇用関係があり、所属する建設業者との間に引き続き三月以上の雇用関係があること。

それから、××管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があることなどいたしました。

詳しくは6ページから9ページにございます入札公告をご覧くださいと思います。

続きまして、入札参加資格決定の経緯及び理由でございますが、本工事は先ほどご説明しましたとおり、配水管路に設置されました空気弁の交換工事であり、予定価格が3,034万5,000円と3,000万以上の工事であることから、茨城県建設工事入札参加（格付け）基準に基づき、入札参加資格要件を土木一式工事の格付けがA等級またはS等級としております。

また、茨城県××一般競争入札実施要領の規定に基づき、予定価格が1,000万円以上の工事となることから、一般競争入札で執行いたしました。

なお、応札可能業者数は調査の結果46者となっており、平成25年9月30日に公告を行ったところ、11者から入札参加資格確認の申請がありまして、確認の結果11者全てが参加資格ありと確認されました。

最後に入札の経緯及び結果でございます。

電子入札により同年10月24日に開札いたしました。その結果につきましては、入札参加資格が確認された11者のうち4者が辞退し、7者が入札参加いたしました。落札者は××で、予定価格3,034万5,000円に対しまして、入札金額は2,877万円となり落札率は94.8%でございました。

2ページに入札・見積結果情報閲覧（入札書取書）、10ページに契約後に公表いたしました契約内容をつけております。

この工事につきましては、3月6日に工事設計変更契約を行いまして、当初の契約工期どおり平成26年3月24日に完成いたしました。

以上で事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見とかご質問とかありましたら、お願いいたします。

ちなみにこれ後で増額変更にはなってるんですが、車道の夜間開放って何ですか。

○説明者

写真をごらんになるとおわかりになるかと思うんですけども、16ページです。写真がございました。これは、ここの部分は歩道部分に入っておりますけれども、このマンホールの下に空気弁というものが入っております。今回、この歩道部分と車道部分に埋設している箇所もございますので、その車道部分につきましては工事が終わればすぐに開放できるんですけども、たまたま車道の部分で工事が、地下水の水位が高いところがございまして、その排水を行うためにその資機材が必要になりまして、それで掘削した後に開放しなきゃいけないということがございましたので、仮設の覆工板というものを設置しまして、開放いたしました。

○委員

誰か人員を配置したというんじゃないかと、設備が必要になったということですか。

○説明者

そうですね。

○委員

さっき言った不断水工法、不断水というか断水させないでやる。

○説明者

断水させないで、圧送されている管に直に穴を開けまして、その穴を開けるために1カ所密閉しなきゃいけないんです。不断水工法にもいろいろございまして、管そのものに穴を開ける工法とか、今回のように空気弁を取りかえるための、この標準断面図をごらんになるとお解りかと思うんですけど、直接管ではなくて、管から立ち上がった、分岐された管、細い管があると思うんですけど、ここの部分を水がもれないように特殊な遮断をして



上の部分を取りはずして取りかえるという、そういった工法です。

○委員

工事は1カ所じゃないんですね。

○説明者

1カ所じゃなくて、今回17カ所。

○委員

それが、この13ページにある位置図に当たる所にそれぞれ。丸くあるところに。

○説明者

点在しております。

○委員

わかりました。

○委員

4者ほど辞退になってるんですが、いつもこんなもんなんですか。辞退率が。結構高いような気が。

○説明者

下請けさんが、どうしても特殊な工事なものですから、必要になってきます。あとは土工事が一般的な工事なんでその特殊な工事さえ価格が折り合えばということだと思っただけです。

○委員

なかなか価格的にいくと、比較的業者的に見るとパツパツのはということになって、発注されているということなんですか。

○説明者

そうなるかと思います。

○委員

11者さんが参加資格を確認申請した。入札参加確認結果が7者になったんですね。これは、その残りの4者に関しては、途中で辞退されて。

○説明者

途中ではなくて開札時です。

○委員

確認者数が7になってる理由というのは、どういうふうな。さっきは全者が確認できたという話だったんですけど。

○説明者

申請の期限日というのをもうけておまして、その時点では全て入ったんですけども、それから通常3日くらい入札を入れる期間をもうけてまして、その間に辞退ということで届けがあったということになります。

○委員

そうすると、その11者さんには資格の確認、回答は確認して。

○説明者

全て回答はしています。

○委員

その場合、途中で辞退、だから反応がなかったところは削っていく。

○説明者

そのようなことです。

○委員

ほかにありませんか。他にご意見、ご質問なければ、この審議案件につきましてはこれで終了ということにいたします。また、きょうの意見、質問等を踏まえながら、また今後ともよろしく願いいたします。

○説明者

どうもありがとうございました。

#### (6) ××練習場整備工事

○委員

××練習場整備工事の発注とか入札のことでご説明を。

○説明者

××と申します。それでは、××練習場整備工事について説明させていただきます。

それでは、1ページ目をお開きください。審議事案説明書でございます。

入札方式につきましては、指名競争入札、工事名につきましては、××練習場整備工事、工事種別としてはほ装工事になります。

工事場所につきましては、××にございます。

それから、工事概要でございますが、資料10ページ、11ページ等も合わせてごらんいただきたいのですが、コンクリート舗装10㎡、これに関しましては資料の9ページでございます。図面の上下の部分、××練習場なんです、32m四方のものなんです、そちらを1mずつ延長して、合わせて側溝をふせ替えたというような工事でございます。

これに関しまして、資料の10ページ、11ページの着工前の写真をごらんいただきたいのですが、このコンクリートの部分が××練習場なんですけれども、ご覧のように側溝の部分に段差が約12cmほどあるんですが、生徒たちが練習をする上でコートから外にはけていくという動きがあるものですから、段差があって危ないということがございまして、顧問のほうから前々から段差の解消をお願いされてたところなんです、今回9ページ目の図面の右上の部分、ちょうどコーナーの部分の側溝が少し崩れておりまして、排水がこちらから下のり面のほうに流れているというような状況が見受けられましたので、そちらの解消も合わせてお願いしたというような状況でございます。

舗装につきましては今言いましたように延長32m幅1mの上下の部分ですね。これが64㎡、資料のほうでは10㎡というふうになっているかと思えます。

排水溝に関しましては今言いましたように108m、これを既存のものを掘り上げてふせ替えるというような工事でございます。

指名業者数ですが、12者を指名しております。

指名業者選定の経緯及び理由でございますが、ほ装工事の格付けB等級の業者を予定価格のほうから12者、B等級ということで選んでございます。

具体的には工事現場に近いところの業者さんということで、××のところから単純に近

いところの業者さんということで12者選ばせてもらいました。

契約金額につきましては383万2,500円。

入札の経緯及び結果でございますが、資料2ページにありますように応札業者5者でございました。

落札者については××。予定価格369万に対しまして落札価格が365万円。落札率98.9%でございました。

以上なんです。

○委員

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問とかご意見がございましたら。

○委員

2ページ目の入札書取書の摘要欄のところ、落札者のところの摘要を見ると、3月4日経審確認済って記載、これどういう意味なんですか。意味を教えてください。

○説明者

経営規模等評価結果通知書と総合評価通知書です。落札の業者だけ確認するということが通知していたものですから、それを業者さんに出していただいて、その確認ということなんです。

○委員

わかりました。

もう一つ質問が。今の入札のやつですけど、入札価格見るとほとんど幅がないところに集中していて、3件ですか。369万、360、369万ってそのほかにも369、365みたいな話で。なんかこういうふうに集中しちゃっている理由ってあるんですか。

○説明者

詳しく検証はしてないんですけども、一つ入札予定価格が事前公表であったということ、それから工期的に3月4日入札で3月31日完成というような非常に短い間の工事だったということが影響してるのではないかなというふうに推測しているところなんです。

○委員

わかりました。

○委員

それに伴ってちょっと質問なんですけど、369万、おっしゃるとおり3者一緒に、見積もりの数値とか何とかってというのは、これは何ですか。

○説明者

こちらは××のほうで設計してもらってる工事なものですから。

○委員

その見積書にのっってという。

○説明者

はい。

○委員

今回の工事というのは、今のご説明だと段差解消がメインなんですか。

○説明者

そうですね。

○委員

従前は舗装されてる部分で××も練習されてて。

○説明者

そうです。

○委員

この10ページの写真に載っているのは、この柵のところの修理の部分も、雨水柵みたいなやつが。

○説明者

左右に1mずつ延長しましたんで、当然側溝を動かすような工事でしたんで、柵のほうは新設ということになってます。

○委員

すみません、108mということは3辺。

○説明者

そうですね。32m 1辺。

○委員

3辺のし直したということですか。

○説明者

32m 1辺ずつで3辺で96m、プラス1mずつ延長してまして98m、プラス接合部分の勾配をとるために10mということで108mにしています。

○委員

段差解消の分は両辺だけで柵は3辺をぐるっと。柵というか排水溝ですね。側溝ですね、いわゆる。

○委員

この側溝もかさ上げしないとだめだからほ装にしたんですかね。土掘るだけだと側溝が隠れちゃいますもんね。

○説明者

そうですね。

○委員

そうすると、反対側の部分もこんな感じで側溝みたいなのがあって。

○説明者

11ページが反対面になります。

○委員

11が。失礼しました。同じか。

○委員

継ぎ足した部分というのは、さらにそこが段差になるようなことはないんですか。大丈夫なんですか。

○説明者

ごらんのようにレベルをとりまして、継ぎ目はアンカーを打っていただいていますので。

○委員

伸縮部目地か何か打って、処理しているようなんですけども。後から継ぎ足していると、なんか。本当だったら全面打ち直したほうが危なくはないですよ。

○説明者

そのとおりなんですけど、ただ主管課のほうの手持ちの予算の中で契約差金の中でやっていただいた工事でございますので、必要最小限でということ。

○委員

わかりました。

○委員

ほかに何かありますでしょうか。ほかになければ、この審議案件もここまでといたします。きょう出ましたご質問などを踏まえて、また今後の発注をよろしくお願いいたします。

○説明者

どうもありがとうございました。

#### (7) ××斜面崩落災害土砂撤去工事

○委員

審議案件7番で、××斜面崩落災害土砂撤去工事ということで、この発注とか入札のご説明を。

○説明者

××と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、提出させていただいたナンバー7の資料に基づきまして、説明させていただきます。

1ページをごらん願います。

入札方式は随意契約。

工事名が、××斜面崩落災害土砂撤去工事。

工事種別は土木一式工事。

工事場所は××でございます。

××は、××に設置されておりまして、××として運営している施設でございます。

本県は、平成25年10月16日の台風26号の豪雨によりまして、××の東側斜面が崩落したことによる災害復旧工事でございます。

災害の内容でございますが、斜面から崩落した土砂が隣接する民地に流出し、家屋を倒壊させたほか、さらにその周辺の水田にも土砂が流れ込んでしまったものでございます。

資料の10ページをお開き願います。

上のほうの赤で示した部分が崩落いたしまして、青で示している家屋に土砂が流れ込んだものでございます。

次の11ページに倒壊した写真を載せてございますが、中段の写真にある家屋の奥側が法面になっておりまして、この写真でいいますと右奥部分が幅約15m、長さ約30mで崩れ、家屋を押し流したものでございます。

当日は、付近の気象庁観測所において1時間に61.5ミリ、24時間で362.5ミリの観測史上最大の雨量でありました。

この災害の原因となった台風は東京の伊豆大島に甚大な被害をもたらしたもので、当該施設の周辺においても土砂崩れが多数発生する状況でございました。

1 ページに戻っていただきまして、工事概要でございますが、倒壊した家屋が6棟で253.36㎡でございましたので、その解体及び撤去及び流出した土砂1,302㎡の撤去。さらに搬出処分でございます。

施工に関しましては、倒壊した家屋を撤去しないと土砂が撤去できないことから、土砂と倒壊した家屋合わせて撤去したところでございます。

なお、施工中に倒壊家屋の構造が鉄骨で組んであったこと、撤去する土砂の中から竹が大量に含まれていたことが確認されましたから業務量がふえたため、契約変更し、また被害者との協議に時間を要したことにより着工が遅れたことから、工事期間の延長を行いまして、平成26年3月7日に完了いたしました。

随意契約の理由でございますが、流出した土砂が倒壊した家屋のところでダムのような状態となっており、早急に施工しないと被害が拡大する恐れがあったことから、競争入札に付する期間を確保できなかったため、随意契約といたしました。

なお、現地への立ち入りができなかったことから、2以上に現場説明及び見積もり依頼ができない状況であったため、やむを得ず1者からの見積もり聴取としたものでございます。

なお、1者の選定に当たりましては、災害当日に災害拡大防止のシート養生を実施しまして、斜面の地質、崩落状況、流出した土砂の量、民家周辺の状況を把握している業者を選定したところでございます。

契約金額は当初税込みで603万7,500円で契約し、先ほどご説明したとおりに変更契約をいたしましたので、最終は税込み744万4,500円で契約の相手方は××でございます。

落札率については、予定価格580万円に対し、575万円の見積もりで決定いたしましたので、落札率99.1%でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見とかご質問ありましたらお願いいたします。

○委員

1者選定のその1者さんというのは、災害当日に養生シートやら何やらを提供して周辺の状況を把握して書いてあるんですけど、この会社さんて近くなんですか。

○説明者

これは近いです。

○委員

××ですよ。

○説明者

車で15分くらいです。前年度に東日本大震災で崩れた斜面を、前年度の末ぐらいにまで延びてしまったんですが、このときに工事をしておりまして、近隣で状況をわかっているということから、××の職員が直接依頼をかけて、至急の対応をお願いしたということなんです。

○委員

そういう経緯があったんですか。わかりました。

○委員

この工事は応急的なというか、とりあえずのことをやったということで、その後また工事が予定されているとか、そういうことはないんですか。

○説明者

今年度にまた別に設計をしまして、法面の復旧工事をやっているところです。

○委員

その業者は。

○説明者

また別です。そこは金額も大きくなりますので、一般競争で土木工事Aランク以上から選定しております。

○委員

工事の過程でなんなんですけど、実際崩落してる場所があって、××から近いと書いてあるんですが、その辺の安全確保は、当然なさって、きちっと。例えばここをまた使う人たちが入ってきたときに、××のほうに入ってきたときに、その辺に立ち入らないように、そういうのはきちっと。そういうところも対応しているわけですか。

○説明者

法面の所と含めまして。

○委員

わかりました。すみません、これちょっと入札と直接関係なかったかもしれないですけど。

○委員

先ほど被害者の方とちょっと交渉があって遅れたって言ってましたよね。

○説明者

崩落の原因というのを弁護士さんに相談したりとか、最終的に調査会社のほうに、原因がわからないとなかなか撤去、撤去するのに同意も得たもので、その部分で少し時間がかかったものです。

○委員

被害者の方のほうで、すぐに撤去しないでくれという要望があったということですか。

○説明者

崩落の原因が、責任が例えばどこにあるのかというのをちゃんと調査会社に調べない限り、撤去をしないでくれというような、ちょっと、交渉の過程の中だったもので、若干時間を調査するのにも要したということでございます。

○委員

先ほどからちょっと出てる質問であるんですが、撤去の目的なんですけど、さらなる崩落防止ということよりは何か現に畑を埋めちゃってるとか、そういったことに意味合いがあったんですか。緊急性の問題だったんですか。変な話、大家さんのほうが、大家というか被害者の方が今のところ自分のところを撤去しないでいいと言っているわけですから、その中であって急いで撤去をする、その急いだ理由がどこら辺だったのかなと、ちょっと。

○説明者

ちょっと図面とか細かくなくて申しわけないんですけど、崩落した斜面のすぐ真下に家が、同じ世帯の家が何軒かありまして、そのすぐ下が3 mぐらいまた低くなるんですけど、田んぼ、水田になっておりました。その脇にお墓。それからそこを縫うようにして市道がずっと通っておりまして、周辺の水田の方ですとか、お墓の方ですとかに多大に迷惑をかけているという状況でした。

家をまず壊してというか、壊れてましたけれども、撤去して土砂もきれいにした上で工事を始めないことには、さらにえぐれた斜面が崩れる恐れがありましたので、できるだけ早めの対応をという部分が。

○説明者

あと下を撤去しないと、法面の工事もちよっとできないような状態で。

○委員

わかりました。かなり緊急性があって随意になったということですよ。

○委員

建物が6棟あったと書いてありますが、これそれぞれ世帯別の6棟。住宅が6棟。そうではなくて、小屋とかなんかも含めて。

○説明者

母屋があって、その脇に炊事場。ほとんどついてますけれども炊事場があって、新宅みたいな2階建てがあって、あとはおじいさんが住んでいたのと一緒の納屋みたいなのがってという。

○説明者

外トイレみたいなものもあります。

○委員

じゃあ、相手方はお一人。

○説明者

そうです。

○委員

そういうことですか。わかりました。

○委員

ほかに。特にほかになければ、この審議案件もこれで終了させていただき、今の質問等を踏まえながら、今後の発注に活かしていただければと思います。

○説明者

どうもありがとうございました。

## (8) 舗装補修工事

○委員

××ですか。では、審議案件の8番の舗装補修工事の件につきまして、発注とかそのいきさつにつきましてご説明を。



## ○説明者

××と申します。お手元の資料ナンバー 8、発注機関名、××、工事名が舗装補修工事をご覧くださいと思います。

1 ページをお開きください。審議事案説明書に沿って説明させていただきます。

初めに入札方式でございますが、一般競争入札で実施しております。

次に工事名でございます。××舗装補修工事でございます。

工事種別は、ほ装工事でございます。

工事場所は、××でございます。

工事概要としましては、道路舗装工事 延長499mで、工事内容としましては表層工、面積が3,270㎡、区画線工一式としております。

工事の場所の××を連絡する幹線道路でございます。

施工箇所につきましては、車道部の舗装について、経年劣化や大型車の通行により、ひび割れや轍がひどくなっている状況にありましたことから、平成24年度緊急経済対策予算により、この箇所の舗装補修工事を行ったものでございます。

位置図については14ページに添付されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に入札参加資格でございます。本工事は予定価格が1,000万以上となりますことから、一般競争入札制度に基づいて参加資格を設定いたしました。

1 点目としましては、平成23、24年度入札参加資格者名簿に登載された舗装工事の格付けがA等級であること、2 点目は主任技術者または監理技術者を対象工事に配置できることの規定で1 級または2 級の土木施工管理技士の資格を有するなど、舗装工事について建設業法26条に規定する主任または監理技術者になり得る者であること。

3 点目は地域要件となっております、××管内に建設業法に基づく本店があることでございます。

入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては、当該工事は現道の舗装補修工事であり、標準的な工事内容となっております。このため、発注金額に基づき、一般競争入札で実施しております。

地域要件につきましては、××管内の応札可能者数が11者であることから、隣接の××管内まで拡大しております。これにより、応札可能者数は18者となっております。

入札参加、資格確認申請者数につきましては7者でございます。

入札参加資格確認結果は、資格有7者でございます。

入札の経緯及び結果につきましては、入札参加者が7者の結果でありまして、落札者が××でございます。予定価格は1,810万円、税抜きです。最低制限価格は1,512万円、入札金額は1,715万円、落札率が94.8%となっております。

資料の2 ページをお開き願います。

入札の結果である入札書取書となっております。地域要件を拡大して実施しましたが、入札に参加された業者は全て当事務所管内の業者という結果になっております。管内の業者が落札しております。

次に3 ページをお開きください。

3 ページから5 ページですが、工事の概要書、工事数量総括表が添付されております。

3 ページ目、下段の工事概要にございます表層工は、既設舗装面に 5 cm 厚さでアスファルトを舗装するものでございます。

区画線工は表層工の施工に伴い、路面標示された区画線を復旧するものでございます。

なお、表層工にある改質Ⅱ型とは轍ができてにくい性質に改良されたアスファルト合材を使用することを表しております。

次に 6 ページをお開きください。

6 ページから 9 ページには入札公告が添付されております。本工事については、24年度緊急経済対策予算のため、県議会で補正予算が議決された後の平成24年 3 月 28 日に入札公告を行い、新年度の 4 月 18 日に開札を行っております。

次に 10 ページをお開きください。

契約後に公表されました契約内容でございます。

次に 11 ページをお開きください。

1 回目の変更契約の内容の公表でございます。

変更の理由は、公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置による設計変更でございます。3 月時点の労務単価により設計、積算し起工した工事ですが、4 月に労務単価の大幅な上昇があり、特例措置がとられたことによる設計変更でございます。

次に 12 ページをお開きください。

2 回目の変更契約の内容の公表でございます。変更の理由は、現地精査による施工面積の変更及び施工に伴う影響範囲の追加によるものでございます。

この工事は、平成24年度緊急経済対策予算で早急の発注を図るため、手持ちのデータにより発注を行っておりましたので、契約後着工前に現地の精査を行い、ひび割れなどの状況を確認して施工範囲を決めております。

現地を精査しましたところ、さらに劣化している箇所が確認されたため、そちらの箇所を優先して施工することとし、施工範囲、区間を変更しましたのでこれに伴い、施工面積等が変更となったものです。

次に 13 ページをお開きください。

工事成績の評定結果となっております。

次に 14 ページをお開きください。

位置図となっております。施工場所の××は、位置図でやや上のほうにあります赤色で着色した箇所でございます。

次に 15 ページをお開きください。

15 ページから 17 ページにかけて赤く着色されている範囲が当初の工事平面図となっております。先ほど申し上げましたが、現地精査により工事範囲、区間の変更を行っておりますので、記載はしておりませんが、変更後は 15 ページ下側の××との T 字交差点部からインターチェンジの交差点部を含み、16 ページの中段下付近の枝道との交差点付近までの延長 340m に変更となっております。

次に 18 ページをお開きください。

18 ページから 20 ページ目が工事の写真となっております。着手前と完成後の写真について、18 ページが工事の起点付近、19 ページが中間付近、20 ページが終点付近となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

○委員

すみません、変更契約の内容をもう一回ちょっと細かく教えていただきたいんですけど。この変更理由で摺付の舗装を追加計上して、表層工が240㎡減というのがいまいちよくわからないんですが。

○説明者

先ほど説明したんですけども、当初手持ちのデータで発注しておりまして、その契約後現地精査を行いまして、もっと劣化している舗装面が確認されましたので、そちらのほうを先に、優先的に整備しようということで施工区域を変更しております。

○委員

増えたんですよね、それ。施工区域。

○説明者

全体の延長としては短くなっておりますけども。面積としては240㎡。それに図面の。

○委員

延長されても面積は減ということですか。

○説明者

図面の15ページなんですけど、上側にインターチェンジに入る進入路があるんですけども、ここのインターチェンジに入る区間も延長範囲ということで広げてまして、そちらが260平米ほど面積が増えております。

○委員

面積がふえている。でも、トータルでは240の減。

○説明者

そうですね。トータルでは240の減。

○説明者

すみません、補足をさせていただきます。位置をボードで説明しますと、ここが××でここがインター線で、ここがインターチェンジのランプですね、取り付けの部分。当初は手持ちのデータでもって青い部分の区間の舗装が悪いんでここで起工しました。

ところが、現地調査、精査しましたところ、この区間以外にもインターチェンジ側、こっちのT字交差点側にも悪い部分が見つかり、確認されましたので、緊急的にはこちらのほうが高いということで、当初この区間だったものをこちらの赤い部分の区間に変更させてもらった。このときにインターチェンジとの摺り付けの区間で、高さを調整する部分が出てきましたので、その部分がさらに増えた。

全体的には既設の道路との取り付けの兼ね合いがありますので、摺り付けがしやすい場所で延長をまず本線の方は区切り、さらにこのランプの摺り付けのところが増えてしまった。

結果的には延長は縮まって、本線の面積は減ったんですけども、こっちのランプの摺り付けの部分が増えたということです。

○委員

残りのその青い部分は、いずれはやっぱり補修をかけなきゃいけない。本来はかけなきゃいけない場所なんですね。

○説明者

そうです。

○委員

じゃあ、また別途工事で。

○説明者

別途工事で。

○委員

わかりました。すみません。

○委員

議案の説明書の1ページに、入札参加資格の設定のところ、赤でこちらの資料はなっているんですけど、このあたりのご検討されたところで、ちょっとだけ説明をしていただければと思います。いかがでしょうか。

一応、18者ということで頑張っているぐらいということなんだろうけれども。

○説明者

××管内の業者は、特に現地の状況に精通しているということで、速やかな工事体制が確保できる。そして、早急に整備が可能であるということと、また災害などの緊急時に速やかに対応できる地元建設業者の育成を行うことの観点から、さらに地域拡大はせずに18者での一般競争で対応したというところでございます。

○委員

了解しました。

○委員

済みません。今の件に関して、そうしますと、今後の入札に関しても、慢性的にといいますか、最大18ぐらいでずっと今後も入札が行われるであろうということになるわけなんですか。

○説明者

そうですね。現状の時点では、そういう地域に精通することと、地元業者の育成という観点から対応していきたいと思います。

○委員

もう一つ説明の中で工事の緊急性みたいなことを言われているから、そのあたりも検討の根拠になるということ。

○説明者

そうですね。今回、緊急経済対策の予算ということで。

○委員

緊急性があるという感じですね。

○説明者

ええ。

○委員

あとは特にございませんか。特になければ、この審議案件につきましてもこれで終了させていただきますので、きょうの意見等を踏まえて、また今後に活かしていただければと思います。

○説明者

ありがとうございました。

#### (9) 区画整理付帯工事

○委員

ちょっと審議が早まったので早めにお入りいただきます。

××でよろしいですね。

区画整理付帯工事ということにつきまして、ご説明のほうを。

○説明者

××です。

それでは、私のほうから審議事項について、工事について説明させていただきます。座って説明いたします。

なお、この××の発注の指名工事の入札なんですけど、この件につきましては××が執り行ってるもんですから、××。

4名が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まずお手元の資料1ページの審議事項説明書に基づいて説明させていただきます。

まず、入札方式ですが、指名競争入札となっております。

次に工事名ですが、畑地帯総合整備事業（担い手育成型）の××区画整理付帯工事でございます。

工事種別は土木一式工事でございます。

工事場所ですが、××でございます。

先ほどお配りしました位置図が××の位置図でありますけど、ちょうど中心部のところにありますけれども、××のやや北側で、ちょうど××のほぼ中央付近にある地域でございます。

××、すぐ隣りに一級河川の××沿いに広がる畑地帯でございます。現在約31haの畑の整備を進めております。

工事概要ですが、本工事は区画整理付帯工事としまして、整地工0.4haと承水路工100mの工事を実施しております。

資料の17ページのほうに、今回の工事の写真を添付させていただいております。上の写真が着工前の状況でありまして、この地域の、地区の畑の区画整理を実施する上で土の調整する場所として位置づけしたものであります。

実際、工事の完成後はその下の写真でありまして、ちょうど中央に見える水路が承水路となっております。水は写真の手前から奥のほうに向かって流れております。

水路は排水フリューム、コンクリートの二次製品でできておりまして幅40cm、高さ40cmの大きさとなっております。

それでは、また1ページの審議事案説明書に戻っていただきたいと思います。

今回の指名業者数であります。12者を指名しております。

指名業者の選定の経緯及び理由であります。入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付けがC等級でありまして、国・地方公共団体等が発注した工事を元請けとして受注した実績がある者12者を指名しております。

そのうち××管内に本店がある8者と、××管外で工事箇所の近隣市町に本店がある4者の合わせて12者を指名しております。

契約金額は845万2,500円となっております。

入札の経緯及び経過としましては、入札参加者は4者が辞退したため8者となっております。

落札者は、××に本社があります××となっております。

予定価格は、税抜きで878万円、最低制限価格は772万円、入札金額は805万円でありまして、落札率は91.68%となっております。

以上であります。本日の添付資料としてお配りしているものの若干説明させていただきます。

2ページ目に入札の書取書がありまして、8者が対応している状況は記載されております。それで、先ほど申し上げました××が落札しております。

3ページに工事起工概要書、4ページから9ページは、今回の工事の積算の内訳となっております。

10ページから11ページは、指名業者の選定理由書となっております。

さらに12ページは契約内容の公表となっております。

13ページから14ページが、今回の工事の変更契約の内容の公表と変更理由書となっております。

15ページが工事成績の評定結果表であります。評点は68.2点となっております。

それから16ページから17ページが平面図と、先ほど申し上げました完成の写真となっております。

以上で私のほうの説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○委員

ありがとうございました。それでは今の説明につきまして、ご意見とかご質問ございましたらお願いいたします。

私、ちょっと工事業者さんの詳細があまりよくわからないんですけど、4者辞退された方ってもしかして××管外で入れた方全員ということなんですか。

入札参加で4者辞退されてますが。

××と××さんと、有限会社と株があるのか。

ちょうど4者と4者で一致しているので。

ここにあるか。失礼しました。公表用の選定理由書のほうで。

#### ○説明者

すみません。10ページのほうに記載してございます。

#### ○説明者

辞退しているのが××2者と××2者ですか。

○委員

××というのが拡張したほう。拡張したのは××のほうでしたか。

○委員

入札とは直接関係ないですが、この工事名のところに書いてある担い手育成型ってこれは何ですか。

○説明者

ご質問の事業につきましては、担い手育成型と担い手支援型という二通りありまして、担い手を育成するということで、この整備をして担い手が、例えばこの中に5人いるものを2割ましとかということでふやすような事業になっています。ふやすことを目的としています。そういうものですね。

○委員

農業の担い手。

○説明者

農業の担い手がこの地区の中に例えば5人いたとすれば、それを2割増ってことになれば6人、1人ふやすというような形になるとか、そういう形の条件が付されておりまして、それが事業名のなかについて来ます。

このほかにも支援事業というのもあるんですけども、それはあくまでも地区の中に担い手さんがいっぱいいるので事業を支援するという意味で、どっちかという区画整理とかをすれば、規模拡大につながるというようなことで、そういう二つに一応分かれております。

○委員

ほ場整備と合わせて写真、17ページの。これ同じ場所なんですよ。

これは付帯工事だから、こっちの左側のほうがずっと畑みたいになってるけど、こっちもやって同時に動いていて。

○説明者

この写真で見ると、この中にある道路から右側は地区外なんです。水田になってしまうんですが、ここは地区外です。左側だけです。

○委員

入札と関係なくて申しわけないんですが、この手の工事ってこれ、土って雨降ったりなんかすると崩れてきますよね。

そういったことを考慮して土羽を何人かで押さえるとか、例えば芝を植えたら芝とか、なんかそういうことは一般的には行われたいもんなんですか。

○説明者

面的な整備をやるときには、あまり高さもなくできますので、芝まではちょっとやっけない状況です。

○委員

多分、雨降ったりなんかしたら崩れちゃいますよね、土で。せっかく優良農地にするために整備するんでしょうから。そうするとこれ、承水路のほうにも土が当然。後のメンテの問題もありますよね。それでまたお金かかっちゃいますよね。

○説明者

基本的にはそう入った場合には地元の維持組合のほうでやっていただくということで、かなりのりがある場合にはやっぱり芝等でちょっと崩れる防止をしますけども、このぐらい、50cmぐらいの場合にはそこまでは実際やってません。

それをやるとなると、地区でも相当な面積になってしまうので、そこまでは。

○委員

そこまでの予算はなかなか見込めない。

○説明者

そうですね。ちょっと厳しいですね。

○委員

わかりました。せっかく肥料まで入れてきれいに優良農地にするための。

○説明者

あと少したてば草もその辺にはえてきますので。

○委員

なるほど。そうですね。

○委員

特にないですか。特になければ、この審議案件につきましても、これで終了させていただきます。きょうの意見等も踏まえつつよろしくお願ひいたします。お疲れさまでした。

○説明者

どうもありがとうございました。

#### (10) 道路維持修繕工事

○委員

再開をさせていただきます。発注機関が××さんで。道路維持修繕工事ということに関して発注のことのご説明を。

○説明者

××といいます。どうぞよろしくお願ひいたします。

きょう10番目の案件ということでございまして、今お話しいただきました道路維持修繕工事につきまして、お手元の資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと。まず1ページ目の審議事案説明書でございます。

工事名称は、××道路維持修繕工事でございます。

工事の種別としましては土木一式工事に該当するものでございます。

工事場所につきましてでございますが、××と記載してございますけれども、順次ご説明させていただきますけれども、このあくまで路線、場所につきましては代表の路線、箇所を表示させていただきます。

11ページの工区割図をごらんいただきたいと思います。

11ページに図面をつけさせていただいておると思います。当事務所の管内を四つのブロックに分割いたしまして、それぞれのエリアをこういった工事を発注しているというものでございますけれども、今回の工事につきましては北東部に当たります××の東部の工区



でございます。

具体には、主要地方道、先ほどの記載されておりました××のほか××などの国道1路線とほか県道6路線が工事の対象となっております。

工事の概要でございます。

1ページに戻っていただきまして、今回の道路維持修繕工事につきましては、名称のとおり管内の道路の維持補修を行うものでございますけれども、代表的な工事としまして既設のアスファルト舗装の上に、さらにアスファルトを補設するオーバーレイと私ども呼んでおりますけれども、といったものや、あとパッチングというふうに言っているんですけれども、比較的さらに小規模の範囲を補修する。若干、見た目継ぎはぎのような、ご覧になったことがあろうかと思っておりますけれども、パッチングといった、そういったものの路面補修工、そのほか排水施設、道路には当然のことながら道路排水を設けてございますけれども、使用しているU字溝やそのコンクリートのふたの交換などの排水構造物修繕工、そしてガードレールあるいは歩車道境界ブロックというのが車道と歩道の間ブロック、高さ20cmから25cm程度のブロックを設けてございますが、そういったものが壊れたような場合におきまして、その交換を行う交通安全施設工でございます。

ここに記載のほか、雑工と書いてございますけれども、そのほか重要な作業としまして、道路パトロールを含んでございます。定期点検、そしてあとは異常時の震度4以上のような地震が発生したときのパトロール。そういったものを含めた工事でございます。道路の維持補修を主目的とした工事でございます。

工期でございます。11月13日から1月31日までの80日間で発注してございます。このページにちょっと記載させていただいておりません、3ページのところの工事起工概要書にも末日しか記載されてございませんが、工期としましては11月13日から1月31日までの80日間で契約、発注してございます。

通例、この道路維持修繕工事につきましては、先ほどの四つのブロックを上半期と下半期、半年間の工期で発注してございます。今回審議いただいておりますこの25年度におきましても、上半期につきましては半年間の工期で契約に至りまして、工事は実施されております。しかしながら、この下期の10月からの維持管理を行うに当たりまして手続きを行ったところ不調になってしまったという経緯がございます。

その原因といたしまして、前年度、平成24年度の大型補正予算でございます。緊急経済対策予算に基づきまして、工事発注が多くございまして、特に舗装工事の発注が多くあまして、地元業者の手持ち工事が多く、その半年間の期間の技術者の配置が困難といった状況があったことということでございまして、その対応、対策といたしまして、今回その期間を短くいたしまして、工事期間を約3カ月に短くいたしまして、今回のこの工事の発注を行っているものでございます。

次に入札方式でございます。予定価格が税抜きで950万、税込みでここに記載させていただいてなくて申し訳ございません。税込みで997万5,000円ということでございますことから、指名競争入札の方式で実施したものでございます。

6ページから7ページの指名業者選定理由書をごらんいただきたいと思います。指名業者選定に当たりましては、道路の維持修繕ということの工事が極めて迅速に対応していかなければならないということでございまして、その会社の作業の機動力と豊富な経験とい

ったものに基づきまして、一定の技術力が必要であるということを考慮いたしまして、平成17年度の土木部長、農林水産部長、連名によります通達に基づきまして、標準格付け等級でありますCランク、1,000万未満の工事につきましてはCランクが標準格付けになっておりますけれども、上位のBランクの業者も含めまして選定してございます。

なお、平成24年度からの入札参加資格要件の適用範囲の見直しに基づきまして、指名業者12者のうち、4者は××の管外、8者は当事務所の管内、そして4者につきましては管外から選定してございます。

具体的には茨城県の建設業者選定基準に基づきまして、年間の完工高などから一定の信用度を有することや、道路パトロールや住民からの通報などにより迅速かつ適格な対応を行うといった必要上、地理的条件といたしまして、現場近くに会社がある、営業所等があるということで、現場の地域特性に精通していることなどにより選定してございます。

以上の観点から、××の8者、そして近隣の管外となりますけれども、近隣の××。町内の4者を選定してございます。

次に入札の状況でございます。

1ページに、申しわけございません、戻っていただきまして、合わせて2ページの入札書取書もごらんいただければと思います。

指名した12者のうち1者が辞退しておりまして、3者が応札しなかったということで、残る8者が応札してございます。

予定価格は税抜きで950万、最低制限価格は813万円に対しまして、入札価格は905万円を提示いたしました××が落札者となっております。落札率につきましては、95.3%となっております。

9ページの変更契約内容をごらんいただきたいと思っております。

道路パトロールによる緊急的な路面補修の発生、そして路面やU字溝の損傷などに伴う地元からのその修復要請、要望等による苦情処理によりまして、282万4,500円の増額変更と、修復工事に必要な資材の手配に日数を要したということによりまして、14日間の工期延長を途中で行っております。

10ページの工事成績評価結果表をごらん願います。

平成26年2月14日に無事完成となっております。検査結果は工事成績評価75.4点でございます。

最後になります。12ページに工事の状況を示した写真をつけてございます。左側が着工前、右側が完成後といった写真でございます。

上から1段目が舗装隆起部除去とつけてございますけれども、路面を重車両、特に重車両の通行によりましてアスファルトが流動しまして、路肩部で舗装が隆起、盛り上がった箇所を除去したところの写真でございます。

2段目につきましては先ほどお話しさせていただいたパッチングと呼ばれる、比較的小規模の範囲の路面補修でございます。目的としては、これは歩道部のところに段差が生じたものを、それを解消するために行ったものでございます。

3段目はご覧のとおり、側溝ふたが損傷しているということで、そのふたを新たな物に交換をしたというものでございます。

簡単ではございますが、当案件のご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお

願いいたします。

○委員

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたらよろしく願いいたします。

○委員

契約の変更が出て、282万4,500円の増になっているんですけど、結構な金額ですよ。最初の入札金額の3分の1とまではいなくても、それに近い金額が出てくる。これだけの予算変更があってどうなんですかというか、一般的とは思えないんですが。

○説明者

先ほどご説明させていただいたとおり、この道路維持修繕工事というのが、普通の工事であれば一定の工期の中で一定の目的のものをつくるということで明確になっておるわけでございますけれども、この維持修繕工事につきましては、あくまで発注する時点では前年度までの実績等を踏まえて、今年大体路面補修このくらいありそうだなとか、側溝のふたもこのくらい交換が必要になってきそうだなといったものを踏まえまして発注しているというのが現状でございます。

したがって、実態としてはその期間の間の実績に応じて変更せざるを得ないといったものでございます。

しかしながら、あまりにも大きな金額の変更というのは決して望ましくないところもございまして、あくまで目安でございますけれども、3割程度の変更増あたりを限度として、その辺を目途に行っているという状況でございます。

○委員

そうしますと、ある程度は想定内ということですか。

○説明者

そうですね。苦情もこういった要望も、年々ふえているというのが現状でございます、なかなかその期間内で対応し切れてないというのが実態です。

優先順位を私ども決めさせていただいて、路面の苦情は、大体4割以上が振動なんですね。振動というのが非常に厄介でございます、人によってはその振動の感じ方も違うということがあります。

私ども、そういう現場を確認させていただいて、限られた予算の中で優先順位を決めて対応させていただいています。

○委員

わかりました。

○委員

ちょっと工事の規模のデザインといいますか、そういったことについてちょっとお伺いしたいんですけれども、通常半年、6カ月のものを出していますけれども、今回に限っては3カ月にしたということで、結果的に指名競争入札をする1,000万円以下になったということ。

そうすると、6カ月を3カ月の、二つに分けたのではなくて、3カ月は工事しないようになったということですか。

○説明者

維持補修工事なので、しないわけにいかないのですが、半年、これ実際には本来は10月頭から発注しなきゃいけないところ、先ほど言ったように不調といった状況があったものですから、実際には11月ですね。11月からの発注となりました。ですので、11、12、1月末まで。残る2月、3月の2カ月についてもまた別途発注してございます。

○委員

5か月ではなくて3か月になった。

○説明者

3か月、2か月ですね。

○委員

それを5か月工事ではなくて3か月工事にしたというのは、どういった。

○説明者

先生ご指摘なのは、もしかしてブロックをもっと小さくして、みたいなことだったでしょうか。

○委員

6か月が不調だったことに対して今回工事をリデザインしたんだと思うんですが、その違いといいますか、それをちょっと。

○説明者

この25年度のちょうどこの時期は上半期に舗装工事だけで25件の工事をしてございまして、そんなこともあって、業者にとりましては6か月の間、技術者を配置したくても配置できないというような状況でございました。

それは、私ども半年で発注しているときには一般競争入札で、2,000万弱ぐらいの規模で発注しており、対象となる会社はAランクないしはBランクといった会社さんを対象としておりました。今申し上げましたとおりAランクの業者さんは配置できる技術者がいないという状況でございまして、やむなく今回期間を短くしてできるだけ技術者の配置をしやすくして、なおかつCランクまでランクを落とすことで、業者さんを広げて受注しやすく門戸を広げたという状況でございます。

○委員

つまり最初に不調に終わったものは、対象がAランク、Bランク。そこでは難しいということがわかったので、Cランクが受注できるような工事につくり直したというような理解でよろしですね。

○説明者

そうですね。

○委員

わかりました。

○説明者

ちょっと補足させていただきますと、Cランク、本来この維持修繕工事というのはうちの事務所だけでなく、ほかの事務所も大体同じ考え方で行っておりますが、やはり一定の会社の規模が必要なところもあります。例えば、震度4以上の地震のときにはすぐさまこの管内の与えられた範囲の道路をパトロールする。それは深夜であってもいつでもですね。

さらにはこれからの時期には、雪ですね。雪が降るといときにはあらかじめ、塩カル

というんですか、凍結防止剤を路面にまくという作業がありますけれども、深夜及び早朝、そういう時期にまくということでございまして、一定の会社の機動力といいますか、職員数もないとなかなか対応ができないというところもあります。先ほど言った、私どもからすれば希望はAランクというところなんですけれども、今回はCという業者が受けたということで、当然Cランクは規模も小さいですし、こういった仕事に対しても不慣れというところもありましたので、その辺のところについて、あらかじめ着手前に全者、関係する会社を集めまして説明会を行ってできるだけ円滑にこの仕事が進むように行ったということでございます。

○委員

関連で、10ページにこういう評定結果にもなってCランクの業者は結構、まあまあの評価で。だから、こういうのをもう少し評価してあげるのがいいなと思って。特に今のところ指名業者さんを選定する理由にかなり地域性というのが基本で、ほかに信用度、この2点だけなんだけど、もう少し技術的とかそういうのを評価できるといいかなど。感想で申しわけないんだけど、これだけの評価をもらう業者さんなんでね。

○説明者

幸いといいますか、今回この××は、本当に担当した技術者が豊富な経験もあって手際よくやっていただきました。会社の規模は小さいんですけども、手際よくやっていただいたということは聞いてございます。

ただ、一方、その対極にあるようなところもございまして、こちらのほうに対しましてはこまごまと指導をして、この業務を行ったというところもあると聞いております。

○委員

工期を短くして削減できるって、この工事数量総括表でいくと現場管理費ってところが影響するということなんですか。

○説明者

当然半年でやろうとしていた量と、3カ月を比較しますと、当然路面補修する面積も変わってきます。

○委員

ですよね。面積を減らす。

○説明者

面積を減らすということです。

○委員

そうですね、さっきの。工期を短くするというのは、端的に言えばそういうことなんですよ。

この××、落札されたところというのは、これはCランクなんですか。

○説明者

はい。

○委員

今回の契約が変更された理由が、パトロールと住民通報によって新たに工事の必要性が出てきたということだと思うんですけども、工期中に住民の方からここも直してほしいとか、そういった要望があって、それに対応した結果としてこうなったという理解でよろ

しいんですね。

○説明者

当然、判断は、私どもがします。苦情があつてすみやかに。その作業を指示しまして、1週間分の作業量を翌週の月曜日に把握して、毎週その業務量を把握して進めているという実態です。それを手間をかけてやらないと、今おっしゃっているように、苦情をそのまま伝えて、直せ、直せってやりますと、気がついてみたら大変な量を業者がこなしていて、当初の契約に対してとんでもない設計変更が生じるということも出てきてしまいますので、こまごまと1週間ごとに管理をやっていきます。

○委員

業者さんの負担する工事の量もそうなんですけれども、限られた期間の中で上がってきたものに対して、即座に判断しなくちゃならないとなると、お金の問題もそうですし、果たしてその工事が本当に必要なのかどうかということの考慮期間というんですか、それもあまりとれないじゃないかとちょっと心配になってしまうんですけど、その辺はいかがで。

○説明者

補修の内容というのが、すぐ事故につながるようなものと、多少時間があつても事故と直結しないようなものがあります。

例えば路面に大きな穴が空いて、二輪車、バイク、自転車などの事故ではよく管理瑕疵が問われますが、それを放置したままだと大変な事故につながることもあるので、そういったものはすぐさま対応しています。まず苦情を受けたら私どもが現地を確認して、すぐさま直すべきものかどうかを判断して、業者に指示する。

ただ、担当する職員は限られた人数ですので、現地確認を100%全部やっているかということ、なかなかそれもできてない現状で、場合によってはその請け負っている業者に指示をして現場確認させて、その連絡を受けて判断をするということもあります。

○委員

そうすると、基本的に苦情というか、ここを直してほしいという要望に対応するという形での工事ということによろしいですか。

○説明者

先ほどお話ししたとおり、少し我慢していただければそうなものってあるんですね。ですからそこは私どもが、優先順位を決めて対応しているという状況でございます。

ですので、苦情を累積していくとストックができていってしまうことになります。

○委員

よろしいですか。ほかにご意見、ご質問がなければ、この審議案件もこれで終了ということにさせていただきます。本日出ました意見、質問を踏まえながら、また今後の発注に生かしていただきたいと思います。お疲れさまでした。

閉会 午後2時38分